

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成18年5月15日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年5月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	2号機	原子炉建屋トラスドレンサンプの中間ファンネル内において、錆によるドレン配管の詰まりが認められたため、当該ラインを点検・清掃	
2	2号機	ドライウェル除湿冷却系冷凍機(C)のNo. 1圧縮機において、吸込圧力低下によるトリップ事象が認められたため、当該冷凍機を点検・修理	
3	2号機	原子炉建屋真空掃除系トラス室北東ホースジョイントにおいて、蓋の外れが認められたため、蓋を取付け	
4	2号機	硫酸第一鉄注入ポンプにおいて、グランド部より作動油のリークが認められたため、当該ポンプを点検・修理	
5	2号機	所内空気系原子炉建屋4階の弁(V-33-7K)において、閉止栓の外れが認められたため、閉止栓を取付け	
6	3号機	復水器真空ポンプ点検時、消音器の取り付けフランジシート面に腐食が認められたため、当該部を修理	
7	3号機	硫酸第一鉄注入ポンプの浸透探傷検査時、クランク軸に指示模様が認められたため、当該クランクを交換	
8	3号機	蒸気式空気抽出器入口ドレントラップ(T-33-21)点検時、内部のフロートに変形(凹み跡)が認められたため、当該フロートを交換	
9	3号機	タービン補機冷却水系熱交換器(C)出口圧力計元弁の点検時、弁棒径変化部に腐食が認められたため、当該弁棒を修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	3号機	燃料プール冷却浄化系熱交換器(B)出口弁(V-35-115B)の浸透探傷検査時、弁体出口側シート面に線状指示模様が認められたため、当該弁体を交換	
11	3号機	タービン建屋ストームドレンサンプピット点検時、上蓋に腐食が認められたため、上蓋を交換	
12	4号機	復水器(B1)の逆洗四方弁(放水口側)において、フランジ部よりエアのインリークが認められたため、当該部を点検・修理	
13	4号機	常用換気空調系冷凍機(A)点検時、油ポンプの軸受部より異音が認められたため、当該部を点検・修理	
14	4号機	所内ボイラ(B)の負荷上昇操作時、噴霧蒸気圧力調整弁(320-311B)のフランジ部より蒸気リークが認められたため、当該部を点検・修理	
15	5号機	ストームドレン処理建屋屋外の油ドレン移送配管において、保温材部より油漏れの跡が認められたため、当該部を点検	
16	5号機	水素・酸素注入設備の水素注入弁(AO-89-107)において、開閉表示用リミットスイッチの動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・調整	
17	6号機	燃料集合体外観検査時、水中カメラ付属照明灯に照度低下が認められたため、当該カメラを交換	
18	6号機	中央操作室パネル(H13-P625)内確認時、電動弁作動試験用ジャンパ線の復旧忘れ(1箇所)が認められたため、当該ジャンパ線を復旧及び対応検討	
19	6号機	プロセス計算機において、「電動機駆動原子炉給水ポンプ(B)モータ軸受外面メタル温度:熱電対断線」の誤警報が発生したため、計算機を点検	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで